

外国語教育メディア学会（LET）九州・沖縄支部学術賞 規定

第1条 本規定は、外国語教育メディア学会（LET）九州・沖縄支部（以下、本支部）が、本支部会員のより一層の研究・実践活動を奨励し、本支部の質的向上をはかるため、会員の顕著な研究・実践活動等の業績に対し顕彰を行うために関わる事項を取り決めたものである。

第2条 本賞の名称は、「外国語教育メディア学会（LET）九州・沖縄支部学術賞」とし、以下の部門を設ける。

イ.「外国語教育メディア学会（LET）九州・沖縄支部奨励賞」

- ・本支部個人会員で、推薦時から遡って3年以内に外国語教育メディア学会九州・沖縄支部紀要（以下、支部紀要）に、単独著者もしくは第1著者として掲載された優秀な論文を持つ者、もしくは九州・沖縄支部研究大会において優秀な研究発表、実践報告を行った者。
- ・研究活動を始めてから、おおよそ10年以内の者。

ロ.「外国語教育メディア学会（LET）九州・沖縄支部論文賞」

- ・本学会個人会員による研究（単著または共著）で、推薦の前年度に支部紀要に掲載された優秀な論文（研究論文または実践報告）。

第3条 各賞の受賞者にはその栄誉を祝し、表彰状及び記念品を授与する。

第4条 九州・沖縄支部学術賞の選考のため、「外国語教育メディア学会（LET）九州・沖縄支部学術賞選考委員会」を設置する。

第5条 外国語教育メディア学会（LET）九州・沖縄支部学術賞選考委員会は、選考委員長および選考委員若干名で構成される。

2. 選考委員長および選考委員若干名は、支部長が推薦し、九州・沖縄支部運営委員会（以下、支部運営委員会）の承認を得なければならない。
3. 選考委員（委員長を含む）の任期は、原則2年とし、再任を妨げない。
4. 選考委員（委員長を含む）と候補者との間に利益相反がある場合は、委員がこれを申告し、該当候補者の選考から外れるものとする。尚、該当候補者以外の選考過程には、引き続き従事できるものとする。
5. 選考委員（委員長を含む）および九州・沖縄支部事務局は、選考過程および候補者に関する情報の守秘義務を負う。

第6条 九州・沖縄支部学術賞の候補者は、個人会員からの推薦に基づき決定する。

2. 推薦にあたって、候補者を推薦する個人会員は、原則として2月末日までに九州・沖縄支部事務局に推薦書（対象者氏名、所属先名、授与対象業績名、詳細な推薦理由を明記。書式自由）をメールにて送付する。

3. 尚、自薦、他薦を問わない。

第7条 九州・沖縄支部学術賞の選考は、推薦書に基づき、外国語教育メディア学会（LET）九州・沖縄支部学術賞選考委員会で行い、支部運営委員会の承認を得て決定する。

第8条 本規定の変更は、支部運営委員会の三分の二の議決を経た後、総会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、2020（令和2）年7月25日から施行する。